

昭和36年10月23日

消防審議会会長

伊能芳雄 殿

消防庁長官

鈴木琢二

消防審議会に対する諮問について

消防組織法第5条第2項の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問する。

記

消防機関の行う救急業務について、その意見を示されたい。

昭和37年5月4日

消防庁長官

藤井貞夫 殿

消防審議会会長

伊能芳雄

昭和36年10月23日付諮問に基づき、消防機関の行う救急業務について別紙のとおり答申いたします。

別 紙

消防機関の行なう救急業務に関する答申

本審議会は、消防庁長官の諮問に応じ、消防機関の行う救急業務のあり方について慎重に検討し、審議を重ねてきた結果、次の構想に基づく救急体制の確立が現下の急務であるという結論に達したので、ここにこれを答申する。

よって、消防庁においては、この構想に基づき、すみやかに消防機関の行う救急業務の大綱について法制化をはかり、かつ、所要の財政措置を講ずる等この構想の具体的実現に努められるよう要望する。

消防機関の行う救急業務の整備に関する構想

第1 趣 旨

およそ国民の生命及び身体をその危険から救護する業務には、火災その他の災害の場合におけるものと災害以外の事故の場合におけるものとの両者が考えられる。

前者については、消防法の規定による消防固有の業務に属するものであることはいうまでもないが、後者については、それが市町村の業務であることは明らかであるとしても、消防固有の業務に属するかどうかについては、未だ必ずしも明らかとはいえない。

しかしながら、消防機関の特殊な業務の体制と機能とに基づき、歴史的になんらかの程度、態様において、これら災害以外の事故についても、事実上消防機関がその業務を担当し、今日までに相当の実績をあげてきた事実は、否定しえない。

このような実態にかんがみ、人命尊重の本義に従い、この自然発生的な業務に一定の基準を与えてこれを制度化することにより、その円滑な発展をはかることが現下の急務であると考えられるものである。

第2 基本の方針

- 1 国民の生命及び身体をその危険から救護する業務には、災害又はその他の事故に際し、要救護者を安全な場所に救出する業務(Rescue Service)と要救護者を医療機関に搬送する業務(Ambulance Service)とがあるが、ここでは当面、後者の業務(以下「救急業務」という。)のみを取り扱おうとするものであること。
- 2 消防機関の行う救急業務について整備をはかるものであって、他の諸機関、団体等が任意に行う救急業務について、あえてこれを排除しようとするものではないこと。
- 3 救急業務の対象となる事故の範囲については、一応公共的な場所

等におけるものに限定すること。ただし、その他の私的な場所等におけるものは、市町村の事情により、例外的に採り上げることをあつことを必ずしも否定するものではないこと。

- 4 救急業務は、その性質上すべての市町村において実施されるべきものであることはいうまでもない。ただし、ここでは一定の装備を有する救急隊によって行われる救急業務を採り上げる関係上、このような意味における救急業務を行うべき市町村の規模並びに設置すべき救急隊の数及び装備等については、消防力の基準に見合う装備等の充実も未だ十分でない現段階において、一挙に理想的なものを目指すことは必ずしも適当でないこと。
- 5 救急業務に従事する職員については、業務の性質上人命尊重の見地から、十分に厳選し、かつ、訓練により所要の能力をふ与する等慎重な配慮が必要であると考えられること。
- 6 救急業務に要する経費については、国において相当の財政上の措置が必要であると考えられること。
- 7 救急業務を円滑に行うため、関係市町村間、同一市町村内の関係機関、団体間の相互援助及び総合的運営について、特別の措置を講ずる必要があること。

第3 要 領

1 救急業務の定義

- イ 救急業務とは、火災その他の災害又は屋外、公衆の出入する場所若しくは多数の者の勤務する場所において生じた事故（以下「救急事故」という。）による傷病者を医療機関へ救急自動車その他により搬送する業務をいうものとする。
- ロ 前号の事故以外の事故についても、市町村長が必要と認めた場合においては、救急業務の対象とすることができるものとする。

2 救急業務の実施

- イ 消防本部及び消防署を設置する市町村のうち、人口おおむね10万人以上のものは、3ないし5に定めるところに従って、救急業務を実施しなければならないものとする。
- ロ イの市町村以外の市町村で、その区域内に消防力の基準（昭和36年8月1日消防庁告示第2号）第2条第1号の市街地を有するものは、3ないし5に定めるところに従って、救急業務の実施に努めなければならないものとする。
- ハ イ及びロの市町村以外の市町村は、当該市町村内における救急事故の発生の状況に応じて、出来る限り救急業務の実施に努めることが望ましいものとする。ただし、この場合においては、3ないし5に定める基準の一部を下回り、又は自ら救急隊を設置することに代えて、救急自動車等を保有する他の市町村又は機関、団体等との間の協定、契約等により、その業務を実施することを妨げないものとする。
- ニ 市町村の行う救急業務は、市町村の消防長（消防長を置かない市町村においては市町村長をいう。以下同じ）が執行するものとする。

3 救急隊

- イ 救急業務を実施する市町村は、当該市町村内における救急事故の発生の状況に応じ、一定の基準に従い、1又は2以上の救急隊を設置するものとする。
- ロ 救急隊は、所要の装備を有する救急自動車1台及び所要の救急隊員をもって編成するものとする。
- ハ 救急隊員は、一定の資格を有する者でなければならないものとする。

4 搬送等

- イ 救急隊員は、傷病の状況によって必要と認めるときは、応急手

当を施すことができるものとする。

- ロ 傷病者の搬送先たる医療機関については、出来る限り当該傷病者の希望を尊重することが望ましいものとする。
- ハ 消防長は、所定の要件を備えた医療機関と傷病者の搬送についてあらかじめ協定しておくことができるものとする。

5 相互援助その他

- イ 救急業務を実施する市町村は、協定により、相互に援助することができるものとする。
- ロ 救急業務を実施する市町村は、協定により、救急業務を実施していない隣接市町村の要請に応じ、当該市町村の区域に対して救急業務を提供することができるものとする。
- ハ 救急業務を実施する消防機関は、当該消防機関を設置する市町村の区域内の他の機関又は団体で救急業務を行うものに対し、その援助を要請することができるものとする。
- ニ 救急業務を実施する市町村、関係機関及び団体は、救急業務の実施について、相互に情報を交換し、常時密接な連絡をとるものとする。

6 警察との連絡

交通事故現場保存を必要とする事故にあつては、警察当局と密接な連絡をとるものとする。

7 費用等

- イ 救急業務に用した費用は、徴収しないものとする。
- ロ 救急業務に要する経費について、国は所要の財政措置を講ずるものとする。